

措置結果通知書（令和4年度定期監査及び行政監査）

No.	報告提出日	監査等の名称	区分	部署名	指摘事項の名称	公表した指摘事項	判断	指摘事項に基づく措置の状況
6	R4.12.8	定期監査 及び行政 監査	指摘	環境部環境サービ ス課	(4) 契約事務に 適正を欠くもの イ 見積り合わ せ時の見積書の 不備について	<p>本件は、環境部環境サービス課において、見積り合わせ時に見積り合わせ指名参加業者から提出された見積書に不備があるにもかかわらず、当該見積書を無効とすることなく、そのまま見積り合わせを実施し相手方を決定した事案である。</p> <p>柏市財務規則第139条において、予算執行者等は、随意契約に付するときは、原則として2以上のものから見積書を徴さなければならないとされており、総額表示義務（※）の対象外である見積書は、消費税及び地方消費税（以下「税」という。）の額を加算する前の見積り額で作成することとしている。</p> <p>しかしながら、本件では、見積り合わせ時に、指名参加業者3者のうち1者が、税抜き金額を記載するよう指定のある見積書を税込み金額で作成したことに担当部署の職員が気付いたものの、見積書に添付された見積内訳書の税抜き金額で見積り合わせを実施した。加えて、その結果を決裁権者へ報告し契約の相手方を確定する「見積り合わせ結果報告」に記載した金額については、当該業者の税込み金額を記載し、他の業者は税抜き金額を記載して決裁権者である所属長の決裁を完了していた。</p> <p>本来このような場合は、柏市随意契約見積心得第10条第4号の見積書に記載された金額と見積内訳書に記載された金額が異なるときに該当することになるため、原則として当該業者の見積りは無効とすることが適当である。</p> <p>また、税込み金額と税抜き金額が混在した状態のまま見積り合わせから業者決定の一連の契約行為を完了したことは、担当部署における確認がおろそかになっていたと言わざるを得ない。</p> <p>今回の事案は、誤った金額で契約の相手方を決定することや、契約における競争の妨害にもなりかねない行為であり、契約事務に適正を欠くものとして遺憾である。担当部署においては、見積り合わせにおいて留意すべき点を所属全体で再確認し、適正な見積り合わせの実施を徹底されたい。</p> <p>※総額表示義務・・・総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示など「あらかじめ」価格を表示する場合を対象としており、見積書、契約書、請求書等については、総額表示義務の対象とはならない。</p>	措置を講じた	再発防止のため、今回の指摘内容について所属内で周知を図り、問題を共有した上で、「契約事務の手引き」「柏市随意契約見積心得」「担当課の見積り合わせFAQ」を基に見積り合わせにおいて留意すべき点を各職員へ伝え、各自において適正な見積り合わせの実施について再度確認するよう指示した。また、見積り合わせに際しては必ず複数の職員で対応し、互いの確認により適正な見積り合わせが実施されるよう徹底する。